

茨商第2102号  
平成29年2月15日

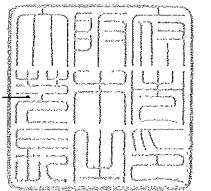
日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 山崎 弦一 様

北大阪地域協議会 議長 池田 英彦 様

北摂地区協議会 議長 大野 満智男 様

茨木市長 福岡 洋



2017（平成29）年度 自治体政策・制度予算に対する要請について（回答）

標記については、別紙のとおりです。



## 「2017(平成29)年度 自治体政策・制度予算要請」にかかる回答

### 1. 雇用・労働・WLB施策

#### (1) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「U I Jターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として処遇改善助成金等の更なる充実を。

(回答)

本市におきましては、若年者等の雇用安定を図る正規雇用奨励金制度や、若年者等の就労機会の拡大と市内事業所の人材確保の支援を図る事業所見学会や説明会を実施するとともに、市広報誌や市ホームページで市内の魅力的な事業所の紹介を行っているところであります。また、本市の総合戦略において、正規雇用者数を重要業績評価指標（KPI）に設定し、事業の検証に努めているところであります。介護福祉分野につきましては、平成28年度から本市独自で介護職員の住宅手当の助成など介護人材の確保に向けた支援を実施しております。

今後も、交付金の活用も検討しつつ、就労支援に取り組んでまいります。

#### (2) 産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

(回答)

本市におきましては、市内の中小企業の技術・技能の活用や雇用の確保に努めるため、茨木商工会議所との連携のもと、個別に中小企業の経営改善や円滑な事業承継を進めるための相談事業を行うとともに、中小企業の経営能力の強化及び技術力の向上に向けた人材育成に要する経費を支援する事業を、継続し実施しているところであります。なお、経済産業省の補助事業である「カイゼン指導者育成事業」や厚生労働省の事業である「若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）」につきましては、中小企業や若年技能者の技術、研究開発意欲を喚起するうえで、効果が期待されますことから、市内企業訪問等の機会を通じ、本市の支援制度と併せて周知に努めてまいります。

#### (3) 地域就労支援事業について

未就職者の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、

地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。

(回答)

就職困難層に対する事業につきましては、本市での実施事業の結果や、他市町村の事例等を参考に、適宜内容を見直し、事業を実施しているところあります。今後も就労支援にかかる好事例等の情報収集や共有化を図り、効果的な事業の実施に努めてまいります。

また、雇用・就労関係事業の実施にあたっては、今後もさまざまな場面で地域労働ネットワーク等の社会資源の活用及び連携を図り、就労支援を充実させてまいりたいと考えております。

#### (4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる中間的就労の支援も含め就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。

(回答)

生活困窮者自立支援法の施行に伴いまして、本市におきましては、必須事業であります自立相談支援事業、住居確保給付金の支給のほか、就労準備支援事業をはじめとした各種任意事業にも積極的に取り組んでおり、生活困窮者への支援メニューの充実と重層的な相談体制の構築に努めているところであります。また、出口支援としての中間的就労につきましては、本市における事業実績や他市の事例等を参考にしながら、今後の推進に向けて努めてまいります。

#### (5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。

(回答)

本市におきましては、雇用保険制度の適用拡大や育児・介護休業法等、労働法制の改正につきまして、市広報誌や市ホームページを活用し周知に努めるとともに、労働相談窓口を設置し、ハラスメント等の相談に応じているところであります。今後につきましても、労働法制の改正に注視し、その周知に努めるとともに、国や関係機関と

連携し、相談機能の強化に努めてまいります。

#### (6) いわゆる「ブラック企業」対策について

長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働く企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワークルール指導を行うこと。

(回答)

本市におきましては、事業主・人事労務担当者・労働者が労働法制等に関する理解と認識を深め、誰もが働きやすい活力ある地域づくりに資することを目的に、吹田市・高槻市・摂津市・島本町・大阪府と連携し、労働基準法等の労働法制を学ぶセミナーを開催しているところであります。今後も、関係機関と連携・協力し、労働法制の周知・啓発に努めるとともに、新規開業企業経営者に対しましても、さまざまな機会を活用し、ワークルールの周知を行ってまいります。

#### (7) 仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について

女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。

(回答)

本市におきましては、再就職を目指し、職業能力の開発・向上のため講座や講習を受講された方に対する受講料補助制度を実施するとともに、女性の働き方の選択肢を増やすため、女性向け起業セミナーを開催しているところであります。今後も、働く意欲のある方の能力と希望に応じた就労を支援してまいります。また、仕事と生活の調和推進に向けましては、男性の子育て・家事参画の促進を目的とした父親対象の連続講座を開催し、男性の意識改革を図るとともに、市内事業所の取組を促進する施策を実施してまいります。

## 2. 経済産業中小企業施策

#### (1) 関西イノベーション国際戦略総合特区による医療・介護ロボット事業の強化

新たな産業育成で医療・介護サービスの提供とともに市場拡大が見込まれるロボット関連産業を活性化させ、この分野における医療・介護現場の環境改善に向けて重点投資すること。

(回答)

医療・介護ロボット関連の産業につきましては、今後とも市場拡大が見込まれる成

長分野の産業であると認識いたしておりますが、関西イノベーション国際戦略総合特区の本市区域の大部分は、既に企業進出が進んでおり、新たな分野（ロボット関連産業）のクラスターを形成することは、困難であると考えております。したがいまして、今後とも、本市域に集積するバイオ・ライフサイエンス分野の研究機関や企業と大学の「产学連携研究開発」による新技術・新商品の開発支援（医療・介護ロボット開発等を含む）を継続するとともに、関西イノベーション国際戦略総合特区内において、ロボットビジネス創出拠点となる大阪駅周辺地区、大阪大学医学部附属病院などの先進的な医療現場や介護の現場を有する北大阪地区や夢洲・咲洲地区との連携を促進し、競争力の高い産業（企業）の支援・育成に努めてまいります。

## (2) 中小企業・地場産業の支援について

### ①ものづくり総合支援拠点の充実について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）との連携で、技術開発支援、販路開拓、产学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

（回答）

中小企業者と大学との連携による共同開発・研究を促進し、新商品開発や技術革新など、事業の高度化・高付加価値化を図ることを目的とした「产学連携スタートアップ支援事業」や、中小企業の経営能力の強化・技術力の向上を目的とした「人材育成支援事業」を継続し実施してまいります。また、MOBIO等関係機関との連携につきましても、中小企業の技術、研究開発意欲を喚起するうえでは効果的であると認識しておりますことから、引き続き、取り組んでまいります。なお、市広報誌や市ホームページを活用し、革新的な商品開発、地域貢献・地域経済の活性化等、様々な分野で活躍している事業所を紹介する「頑張る市内企業」のコーナーを設けることにより、市民等への周知に努めているところでございます。

### ②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

（回答）

市内中小企業者や創業者の資金需要に迅速かつ効果的に対応するため、大阪信用保証協会と連携し、事務処理期間の短縮に努めるとともに、企業のニーズに応じて、市及び府融資制度だけでなく、㈱日本政策金融公庫や市内金融機関を案内するなど、市内中小事業者に対する円滑なサポートに努めております。また、保証付き融資にかかる信用保証料の補助制度を実施するなど、融資に伴う市内中小企業者の経費負担の軽減にも努めております。

### **③最低賃金の引き上げに向けた中小企業支援施策の充実について**

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大坂がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。

(回答)

本市におきましては、市内中小企業の振興・発展が、ひいては、市民の皆さまの雇用や賃金の増加に繋がるとの認識から、市制度融資などの金融支援や奨励金制度など、様々な中小企業支援施策を展開しているところであります。今後とも、施策効果を高めるため、社会経済状況や事業者のニーズを注視していくとともに、大阪府と連携を図りながら、施策の充実に努めてまいりたいと考えております。なお、中小企業が、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備に要する経費の一部を助成する国の制度がありますことから、企業訪問活動時に、当該制度について、周知してまいります。

### **(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について**

総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、先に策定された「公契約に関する指針」の運用状況も見極めながら検討すること。

(回答)

本市の総合評価入札制度につきましては、平成20年度に「市庁舎等管理業務委託」において試行実施、平成21年度の「茨木市立生涯学習センター及び図書館管理業務委託」から本格実施を開始し、平成27年度には新たに「男女共生センターローズ WAM 総合管理業務委託」を総合評価入札とし、その拡充を図っております。また、公共事業に従事する労働者の労働条件の確保などを根本的に解決するには、国による法整備が不可欠と考えておりますが、公契約条例を含めた公契約制度につきましては、平成24年12月から平成26年2月までのプロジェクトチームの検討結果を踏まえ、平成26年12月に「茨木市公契約に関する指針」を策定し、順次、指針に基づく施策の実施を開始しているところであり、今後も研究、検討を行い、適宜改革を実施してまいります。

### **(4) 下請取引適正化の推進について**

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

(回答)

本市発注工事におきましては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、下請二

法や下請ガイドライン等の趣旨を踏まえ、文書で指導を行っております。

#### (5) 非常時における事業継続計画（BCP）について

標記計画の中小企業への普及率がまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

（回答）

事業継続計画（BCP）について、本市の中小企業におきましても、必要性は認識しているものの、人手不足やノウハウ不足などを理由に、その策定に着手できていない状況が多く見受けられるところであります。本市におきましては、市ホームページにおいて、国の機関や各種関係団体によるBCP策定のガイドラインや運用方針を掲載するとともに、市職員や中小企業診断士による企業訪問時に、計画策定が、「企業の経済的損失等を最小限に抑える非常に有効な手段であること」など、その必要性や重要性に関して丁寧に啓発を行うなど、きめ細やかな支援を通じ、市内中小企業における策定率向上に努めているところであります。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

#### (1) 地域医療の拡充について

##### ①地域包括ケアシステムの実現に向けて

高齢になっても地域で暮らし続けるために、地域での支援の仕組みづくりが早急に確立する必要がある。地域包括ケア会議を7圏域から身近な小学校区に広げること、また、地域資源開発のための第1層協議体が立ち上がったことから、第2層協議体を各小学校区に広げること。

（回答）

地域包括ケア会議につきましては、地域の実情に応じて小学校区においても実施してまいります。生活支援体制整備事業につきましては、第1層協議体の加盟団体と連携を図りながら、順次小学校区単位に第2層協議体を立ち上げ、資源開発や地域課題解決へ向け取り組んでまいります。

##### ②救急医療体制の整備について

救急医療体制、とりわけ、小児、産科、婦人科における体制整備を緊急に図られたい。

（回答）

平成26年度から市内救急搬送率向上を目的とした補助制度を実施し、救急医療体制の充実を図ってまいりました。補助制度につきましては一定の成果が得られたことから、平成28年度をもって廃止しますが、今後も更なる救急体制の強化に向けて取り組んでまいります。

#### (2) 予防医療の促進について

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第2次大阪府健康増進計画（H25

～29)に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

(回答)

予防医療の促進につきましては、本市の健康増進計画である「健康いばらき21・食育推進計画(第2次)」に基づき、早期から健康増進・疾病予防の取組を行うとともに積極的な周知に努めています。更に健診結果や国民健康保険のレセプト分析により導き出した健康課題を広く市民の皆さんに周知し、目標達成に向け健康づくりの啓發に努めてまいります。

### (3) 介護労働者の処遇改善と人材の確保について

労働条件の不満による介護労働者の離職が発生しないよう処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな担い手を目指す人への支援制度を更に充実すること。

(回答)

平成28年度から、「介護人材確保事業」として、介護職員実務者研修にかかる費用の助成、中堅介護職員に対する研修、本市に在住する新規採用された介護職員に対する住宅手当助成を実施しており、今後も市内における介護人材の育成・定着に努めてまいります。

### (4) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えており、中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが構築されているにもかかわらず、大阪が最も多い状況にある。QRモデル事業を早期に検証し、本格実施を図ること。併せて、身元不明人台帳閲覧制度が有効活用されるよう見直しを図ること。

(回答)

本市におきましては、「認知症高齢者見守り事業」において、QRコードを活用した見守りシールを配付しております。身元不明人台帳閲覧制度につきましては、大阪府警察本部及び各警察署並びに大阪府より周知されているところですが、行方不明者の情報が寄せられた折には、ご家族等に本市からも情報を提供してまいります。

### (5) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

#### ①障がい者への虐待防止・予防

平成24年10月1日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難場所の確保や虐待を行った家族への心のケアを行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

(回答)

本市が設置する「茨木市障害者虐待防止センター」におきまして、虐待の通報・届

出の受理をはじめ、養護者による虐待への対応や、緊急保護施設の確保、虐待防止等の啓発に関する取組を行っております。また、障害者・高齢者虐待防止ネットワークを通して、地域住民をはじめ、大阪府や地域の様々な関係団体・機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めております。

## ②障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備

本年4月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。また、障がい者の雇用機会を広げる取り組みをさらに進めること。

(回答)

本市におきましても実効性のある障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け検討を進めてまいります。また、障害者の雇用機会を広げるため、ハローワークと連携し、事業主・人事労務担当者を対象とする障害者雇用に関するセミナーを開催するとともに、直接就職につながる障害者向け合同就職面接会を開催しているところであります。働く意欲のある障害者が、その能力と希望に応じた就労が実現できるよう、障害者就労支援センターかしの木園の機能を充実・強化するとともに、関係機関との更なる連携を図りながら、さまざまな取組を行ってまいります。

## (6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

### ①全自治体の高位平準化

保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。

(回答)

本市の子ども・子育て支援事業計画の中間年にあたる平成29年度に、幼児期の教育・保育施設サービスと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容について検証を行い、適切な見直しを行ってまいります。

### ②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。

(回答)

本市が公表している待機児童数は、認可外保育施設を利用しながら待機している児

童も含んだ数となっております。また、潜在的な待機児童数につきましては、入所申込者数及び決定者数を公表しておりますので、入所申込者数と決定者数の差が、実数となります。保育施設の設置につきましては、「茨木市次世代育成支援行動計画」に基づいて実施しておりますので、本市におきまして、予算の確保が難しいことを理由に、認可されない事例はございません。平成28年度の保育士の処遇改善につきましては、国家公務員の給与の見直しに準拠し、平均1%程度の改善が図られており、また、保育士等の適正配置につきましては、公立も含め市内の認可施設において国が定める最低基準以上の配置をしていただいております。平成29年度につきましては、上記の施策等を実施し、待機児童の解消及び職場環境の改善に努めてまいります。

### ③病児・病後児保育の充実

子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つの改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから、事業拡大に向けて取り組みを強化すること。

(回答)

平成29年度の病児・病後児保育につきましては、各施設の利用状況を適切に把握するとともに、地域における潜在的なニーズも考慮し、「茨木市次世代育成支援行動計画」に基づき、施設の拡充に努めていきます。

## (7) 子どもの貧困対策について

### ①子どもの生活に関する実態調査

大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPOやボランティアなどの幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。

(回答)

大阪府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」につきましては、調査結果が公表されましたら、市民等へ周知を図ってまいりたいと考えております。また、政策提言できる「場」作りについては、本市における子ども・若者支援に関する詳細な実態把握の中で、幅広い関係機関・団体から子ども・若者が抱える問題とあわせ、必要な支援策についても意見をいただいている。今後は、これらを参考に、施策展開を図ってまいりたいと考えております。

### ②子ども食堂など子どもの居場所づくりについて

「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動としてとりくまれているが、こうした活動を支える公的支援がほとんどない。取組の自主性を損なうことなく、安定的な事業実施を支援する制度を創設すること。また、1館しかない青少年センターや児童館など子どもの居場所を整備すること。

(回答)

民間団体による「子ども食堂」が市内各地で展開されていることを受けて、継続的

な実施が可能となるよう支援方法を検討してまいりたいと考えております。また、子どもの居場所の整備については、本市の子ども・若者の実態を踏まえて検討してまいります。

### ③児童育成の健全化

本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。また、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置をすること。

(回答)

保護者支援につきましては、これまでから子育て情報の提供、子育て講座や子育て短期支援事業の実施等、様々な施策に取り組んでおり、今後も充実に努めてまいります。家庭と同様の環境における児童の養育を推進することにつきましては、大阪府子ども家庭センターと連携・協力し「里親シンポジウム in いばらき」を開催する予定としており引き続き里親制度の周知に努めてまいります。母子健康包括支援センターにつきましては、関係課が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築するため、設置に向けた調整を進めております。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

### (1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

府では、平成23年度に「少人数学級編成に係る研究報告」がされているが、1・2年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することがないよう大阪府に働きかけること。

(回答)

本市におきましては、さまざまな視点から多くの児童・生徒にかかる学習支援等の人的配置を充実させており、引き続き維持していくことがより有効であると考えております。教職員定数については法律に基づくものですが、定数改善につきまして、引き続き大阪府に要望してまいりたいと考えております。

### (2) 奨学金制度の改善について

今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。市独自制度としての利子補給制度の充実、強化を図られたい。

(回答)

市教育委員会としまして、日本学生支援機構奨学金にかかる説明会を毎年実施し、内容の周知や個別相談を実施しております。また、市教育センターにて奨学金相談を実施し、個々の状況に応じたアドバイスと、関係機関の紹介などを行っております。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善や給付型奨学金制度の創設につきましては、国の動向を注視しながら要望してまいります。奨学金ローンを抱えた若者への負担軽減策につきましては、本市が実施しております大学奨学金利子補給事業の効果検証とあわせて、研究してまいります。

### (3) 労働教育のカリキュラム化について

連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関連法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。

(回答)

中学校では、職場体験学習で実際に働く現場を体験するほか、働くことの意味や労働基準法や労働組合などの労働者を支えるしくみについて公民の授業で学習しております。また「きまえ研修」については、教員研修などで周知できるか研究してまいります。さらに、児童・生徒が社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を、発達段階に応じて身に付ける主権者教育を推進してまいります。

### (4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

#### ①女性に対する暴力の根絶

平成26年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取り組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけではなく、加害者への対策についても検討すること。

(回答)

複雑・多様化する相談に対応するため、平成27年4月に「茨木市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DVやストーカー、性暴力被害者等を総合的に支援する体制の充実を図っております。また、女性に対する暴力の根絶に向け、例年11月には街頭啓発キャンペーンを実施するとともに、DV・デートDV防止に関する講座等の開催や、本市オリジナルのDV・児童虐待防止啓発バッジ「ウィズユー・クローバー」を販売し、その売り上げ金額をDVに関する市の寄付金に充てる等、意識啓発や情報発信に努めております。

## ②差別的言動の解消

本年 6 月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、対応を検討するとともに大阪府警と連携した取り組みを構築すること。

(回答)

ヘイトスピーチは断じて許されるものではなく、それを容認しない社会意識を形成するための啓発活動を継続するなど、必要な対応を図ってまいります。

## (5) 大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について

2013 年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、昨年 7 月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴されている。全国唯一の大坂におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいが、自主運営が極めて厳しい状況となっている。大阪府・大阪市に対して、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるよう働きかけること。

(回答)

大阪人権博物館（リバティおおさか）の社会的役割は大変重要なものと考えており、大阪市とは円満かつ適正に解決されることを望んでおります。

## (6) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないよう健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

(回答)

健全性の確保につきましては、多様な市民ニーズに対応しながらまちの持続的発展を実現するため、新規・拡充事業（ビルド）の財源を既存の事業や制度の見直し（スクラップ）により創出する取組である「ビルド＆スクラップ」の実践を基本に、健全な財政運営に努めてまいります。また、一般財源の確保に向けて、国から地方への適切な税源移譲や安定した地方交付税の確保等について、引き続き市長会等を通じて国へ要望・要請を行ってまいります。

# 5. 環境・食料・消費者施策

## (1) 省エネ対策の推進について

省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを推進すること。

(回答)

住宅用太陽光発電システム等の設置補助を実施するほか、一部の省エネ設備や製品の購入につきましては、省エネを含む環境配慮行動に取り組んだ市民に対して茨木市のエコポイントを発行する制度の対象として設定してまいります。企業の環境対策への支援としましては、中小企業等を対象としたISO14001等の環境管理制度の認証取得への補助や再生可能エネルギー及び省エネ設備導入補助を引き続き実施してまいります。環境教育につきましては、環境家計簿の普及に加え、環境講座を定期的に開催するとともに、上記のエコポイント制度を引き続き実施するなど、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE」を推進し、心がけから行動へ一歩踏み出すきっかけとしてまいります。

## (2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

### ①廃棄物原料と再資源化製品の活用促進

大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(回答)

「茨木市一般廃棄物処理基本計画」では、「大阪府循環型社会推進計画」と整合を図りつつ、発生抑制及び再使用を徹底しながら、再生利用をさらに推進するため分別を徹底し、適正に排出されたごみについては効率的な処理を推進することを方針として掲げており、平成37年度を目標年度として、平成26年度実績に対し10%以上のごみ排出量削減、10%の資源物回収量増大に向けて各種施策の実施に取り組んでいるところであります。特に、再資源化への取組については、ごみ出しルールの周知・啓発、新たな分別品目の検討等により、循環型社会での総合的な再資源化を推進し、リサイクル率の向上に努めることとしております。

### ②食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携

食品廃棄物の削減に向けて、フードバンクなどが実施する賞味期限間近の食品の有効活用の取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。

また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。

(回答)

食品廃棄物の削減については、エコクッキングの開催や出前講座の実施、多量排出事業者への事業所訪問による啓発指導、啓発物の配布、ごみ分別アプリの配信など、市民・事業者を対象として積極的な啓発に努めているところであります。福祉施策・

災害対策の観点からは、今後、各関係部局との横断的な連携に努めながら、効果的な方法を研究・検討してまいります。また、「子ども食堂」におけるフードバンクの有効活用につきましては、他市の事例などを参考に、今後検討してまいります。

### (3) 6次産業の推進と担い手の確保・育成

食料自給率の向上の観点からも「大阪産（もん）」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「大阪産（もん）」6次産業化サポートセンターと市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。

また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取り組みなども積極的に行うこと。

（回答）

農産物に対する6次産業化の推進に向けては、農産物直売所「見山の郷」等で実践されており、今後も、「大阪産（もん）6次産業化サポートセンター」などの関係団体と協議し促進してまいります。

また、農林水産業については、小学5年生の社会科で学習するほか、茨木市農業協同組合の協力を得て、バケツ稻セット及び稻やサツマイモの苗を配布し、各学校で米作りや野菜の栽培の活動を支援しております。このように、学校の農業体験活動を支援することで、6次産業に対する理解促進に努めております。

### (4) 森林設備の拡充と木材利用促進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。各市町村では、43市町村中、21市町村の方針策定に止まっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

（回答）

本市の人工林率は2割で林業が成立していないことや、木材利用の促進の取組は大阪府木材利用基本方針にも記載されておりましたことから本市独自の基本方針の策定については現時点で考えておりません。

### (5) 消費者政策の推進と消費者保護

消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。

（回答）

消費生活相談をはじめとして、地域・学校等への出前講座、移動型消費生活展などのイベントを実施するほか、広報誌等へ啓発記事を掲載するなど、消費者被害の防止に向けた取組を引き続き行ってまいります。また、昨今の悪徳商法、特殊詐欺被害の

増加を踏まえ、警察等と連携した啓発講座等を実施し、最新の情報を提供するなど注意喚起、啓発に努めてまいります。高齢者や障害者等の保護につきましては、庁内関係各課・機関への注意喚起等の情報発信、民間事業者と協同した取組を今後も継続してまいります。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### (1) 空き家対策の強化

増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼすことのないよう、各市町村での特定空き家等に対する取り組みをさらに強化すること。

また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。

（回答）

平成28年度に策定する「茨木市空家等対策計画」に基づき、特定空家等に対する取組を進めてまいります。また、住宅弱者等に対する取組については、策定予定の「居住マスタープラン」においても検討してまいります。

### (2) 交通施策の強化・充実にむけて

交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活の安全・安心を保障する地域の公共交通対策や、まちづくりと一体となった交通施策の推進のために、以下の2点について対策を講じること。

#### ①交通・運輸政策の専任者の人材育成

2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者の人材育成を行うこと。

（回答）

本市におきましては、自動車に依存しなくても安全で快適に移動でき、環境負荷の小さい交通環境を構築するための施策を推進しております。また、今後、高齢化が進展する中で、自動車の運転が出来なくなる高齢者の移動を支援するためにも、公共交通の利便性向上が必要であると考えておりますが、交通政策を専門とする部署や人材がいないため、国や大阪府、民間等で開催される講習会などに積極的に参加し、交通・運輸政策担当者の人材育成に取り組んでおります。

#### ②交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（電車・バス等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行

うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講じること。

(回答)

本市におきましては、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想、特定事業計画を策定し移動に関わる駅、道路（歩道）、建築物、公園等のバリアフリー化を推進しております。バリアフリー基本構想では、駅のエスカレーターの設置やホームの安全対策などが特定事業として位置付けられております。今後、鉄道事業者により、駅のエレベーターやエスカレーター等の設置によるバリアフリー化が促進されるよう、財政措置につきまして他市の状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。ホームドア等の設置につきましては、沿線各市とも連携し、各鉄道事業者に早期整備の働きかけ等も行いながら、前向きに検討してまいります。

### (3) 交通安全対策の強化について

大阪府内でも自動車が関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自動車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンの操作などの危険運転に対する取り締まりを強化すること。

また、本年から施行されている「大阪府自転車条例」について、府民への周知・徹底を行うこと。

(回答)

自転車利用者に対する運転ルールの周知につきましては、安全運転に関する出前講座の実施、自転車利用安全5則を記したリーフレットを街頭で配布する等、様々な啓発活動を行っております。本市といたしましては、今後も引き続き茨木警察署と連携して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動に取り組んでまいります。

### (4) 災害対策の強化

#### ①社会インフラ対策の強化

社会インフラ対策の強化・充実は、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのICT化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。

加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、継続的な財政的な支援施策を講じること。

(回答)

橋梁、公共建築物及び上下水道施設の耐震化につきましては、重要度等を勘案しながら、計画的に整備を進めてまいります。また、道路、橋梁、公共建築物及び上下水道施設等、社会インフラの適切な維持管理・長寿命化の推進につきましては、平成28年度策定予定の「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、効果的・効率

的な取組を実践してまいります。なお、ＩＣＴを活用した社会インフラの維持管理につきましては、老朽化が進む社会インフラの異常検知から予知・予防、最適な運用計画に至るまで、その役割がますます重要になると予想しております。現在、国では様々な取組がなされているところでありますが、本市におきましてもその動向を見据え、適切に対応してまいりたいと考えております。

民間建築物の耐震化につきましては、平成28年度には、従来の制度に加え、共同住宅の耐震改修費用に対する補助制度を創設するなど、促進に取り組んでおります。

## ②防災・減災対策の充実・徹底

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。

(回答)

本市が発行しております「洪水・内水ハザードマップ」「地震防災マップ」「防災ハンドブック」は、市ホームページに掲載するとともに、市民の皆さまを対象に実施する防災講座や防災研修等の機会を利用して、広く周知を図っております。また、地域防災力の向上のため、市民の皆さまをはじめ、地域団体、防災関係機関等にも、市全域防災訓練や、各地域で実施される防災訓練へ参加協力をいただいており、平時からの連携強化に努めております。避難行動要支援者名簿につきましては、平成26年度に整備しております。

## ③集中豪雨など風水害の被害防止対策

日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。

さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。

(回答)

土砂災害に対する対策としては、大阪府において「急傾斜地対策事業」「砂防事業」及び「地すべり対策事業」等、土砂災害の危険箇所に対策工事等を実施するハード対策と併せて、平成13年4月1日に施行された「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を順次行うことで、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を進めております。本市におきましては、大阪府に対してハード対策事業を推進するよう要請するとともに、事業遂行に協力してまいります。また、大阪府が土

砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った場合には、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項につきまして地域防災計画に定めるとともに、円滑な避難体制が行われるために必要な事項を住民に周知させるため、土砂災害のおそれがある山間部の地域を対象に、土砂災害警戒区域や避難所、避難経路などを示した地域版ハザードマップを地域住民の皆さんとともに作成し、当該地域の全世帯へ配布する他、必要な措置を講じてまいります。

河川の急激な増水による被害を防ぐため、下水道施設の整備や水路改修等、雨水施設の整備を継続して実施しております。しかしながら、局所的な集中豪雨による浸水被害が発生しておりますことから、今後は河川管理者である大阪府とも連携し、既存施設を活用した効率的なインフラ整備につきまして検討してまいります。また、これらの施設整備と平行して自助・共助の促進による被害の最小化を図るため、河川流域の住民の皆さんを対象に水害のリスクや避難行動につきまして理解を深めていただく水害研修を実施するなど、ソフト対策にも努めてまいります。

#### (5) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。

（回答）

防犯の啓発活動につきましては、大阪府、大阪府警察、防犯協会等との関係機関とも連携し、市広報誌や市ホームページを活用して暴力行為の抑止を啓発してまいります。